

定 款

株式会社ハローズ

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ハローズと称し、英文では、HALOWS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種食料品の加工、製造及び販売業
- (2) 日用雑貨品及び化粧品の販売業
- (3) 塩・たばこの販売及び穀物類の加工並びに販売業
- (4) ペット用品及びペットフード販売業
- (5) 衣料品及び寝装寝具の販売業
- (6) 文房具、事務用品及び玩具の販売業
- (7) 書籍、録画・録音媒体の販売及び賃貸業
- (8) 時計、カメラ、運動用品、インテリア・エクステリア用品の販売業
- (9) 生花、園芸植物、園芸用品の販売業
- (10) 前各号商品の輸出入業及び卸売業
- (11) 酒類の輸入及び販売業並びに卸売業
- (12) 古物の売買及び委託売買
- (13) 医薬品、医薬部外品及び医療用具の販売業
- (14) 写真業、印刷業、クリーニング業、理容業及び美容業
- (15) ショッピングセンターの企画・運営
- (16) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理及び鑑定業
- (17) 飲食店業及び駐車場の経営
- (18) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (19) 金銭の貸付、その貸借の媒介及びクレジットカード取扱業
- (20) 自社電子マネー（ハロカ）取扱業
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 各種企業の経営指導及び業務委託
- (23) 資源等のリサイクル業
- (24) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を広島県福山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は監査等委員会設置会社とし、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、49,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 12 条 当会社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、15名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 当会社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

- 第 27 条 取締役会は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(常勤監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法 第459条第 1 項各号に定める事項を決定することができる。

(期末配当金)

第 42 条 当会社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録 株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を 支払う。

(中間配当金)

第 43 条 当会社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 44 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、2021 年 2 月 28 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

（2023年 3 月 2 日改正）